

許認可等の種類	入札に参加する資格の審査
担当部署	総務部 管財課
法令名 根拠条項	三好市発注建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札 参加資格審査要綱 第5条
審査基準	<p><b>【根拠条文】</b> (資格審査) 第5条 市長は、前2条の規定により申請書の提出を受けたときは、次の各号に掲げる項目についてそれぞれ当該各号の基準により審査し、等級に区分して格付を行うものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、格付を行わないことがある。</p> <p>(1) 建設業法第27条の23第3項の規定に基づき国土交通大臣が定めた項目 同項の規定に基づき国土交通大臣が定めた基準</p> <p>(2) 市長が特に必要と認めて別に定める項目 市長が別に定める基準</p> <p>2 前項の規定による格付は、前条ただし書の規定により申請書が提出された場合を除き、毎年4月1日以後で当該年度最初の市発注建設工事請負業者選定日までに行うものとする。</p> <p><b>【基準】</b> (入札に参加することができない者) 第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除くほか、入札に参加することができない。</p> <p>(1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者</p> <p>(2) 建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく建設業の許可を受けていない者</p>
標準処理期間 (設定しないもの についてはその理由)	未設定 (調査等に時間を要するため、一律に標準処理期間を設定することが困難である。)
設定年月日	平成27年 2月 2日設定 (平成 年 月 日最終変更)